

政府調達に関する自主的措置対象機関（平成 19 年 2 月 1 日現在）

政府調達に係る自主的措置の対象となる機関（158機関）	WTO 政府調達協定の対象機関（152機関）	政府機関	衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院、内閣、人事院、内閣府、宮内庁、 国家公安委員会（警察庁） 金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省 ・ ・（全 21 機関）
		特殊法人等	北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、 日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、 西日本電信電話株式会社、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、 公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、 社会保険診療報酬支払基金、放送大学学園、日本中央競馬会、農林漁業団体職員共済組合、 日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、消防団員等公務災害補償等共済基金、 地方競馬全国協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本郵政公社、成田国際空港株式会社、 日本環境安全事業株式会社、東京地下鉄株式会社、国立大学法人、大学共同利用機関法人、 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、 日本アルコール産業株式会社 ・ ・（全 41 機関）
		独立行政法人	国立公文書館、酒類総合研究所、国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立女性教育会館、 国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、 放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター、 国立健康・栄養研究所、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、 肥飼料検査所、農薬検査所、林木育種センター、水産大学校、農業生物資源研究所、 農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、 経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、 製品評価技術基盤機構、土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、 港湾空港技術研究所、電子航法研究所、航海訓練所、航空大学校、国立環境研究所、 駐留軍等労働者労務管理機構、自動車検査、統計センター、造幣局、国立印刷局、水資源機構、 緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、科学技術振興機構、国際協力機構、福祉医療機構、 農畜産業振興機構、北方領土問題対策協会、国民生活センター、理化学研究所、国際交流基金、 日本芸術文化振興会、日本学術振興会、日本スポーツ振興センター、 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、農業者年金基金、日本貿易振興機構、 新エネルギー・産業技術総合開発機構、国際観光振興機構、労働政策研究・研修機構、 勤労者退職金共済機構、原子力安全基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、 雇用・能力開発機構、環境再生保全機構、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構、 情報通信研究機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、 メディア教育開発センター、国立病院機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、 奄美群島振興開発基金、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、 国立青少年教育振興機構、海技教育機構、年金積立金管理運用、労働安全衛生総合研究所、 農業・食品産業技術総合研究機構 ・ ・（全 90 機関）
		「コンピュータ措置」（注）のみの対象である機関	
			宇宙航空研究開発機構、商工組合中央金庫、関西国際空港株式会社、日本船舶振興会、日本放送協会、 日本勤労者住宅協会 ・ ・（全 6 機関）

（注）「コンピュータ措置」＝「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置」